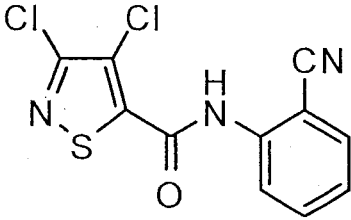


イソチアニル (Isotianil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	イソチアゾール系化合物 直接抗菌性を示さないが、植物の感染特異的タンパク質を活性化することにより作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	農薬登録申請： 稲／白葉枯病、いもち病										
我が国の登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.028 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.83 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="557 1473 1399 1736"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>3.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	3.7	幼小児(1~6歳)	6.6	妊婦	2.7	高齢者(65歳以上)	3.7
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	3.7										
幼小児(1~6歳)	6.6										
妊婦	2.7										
高齢者(65歳以上)	3.7										
意見聴取の状況	平成 21 年 8 月 25 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

イソチアニル

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.3		申			0.08(\$), <0.01

(\$)この作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

答申（案）

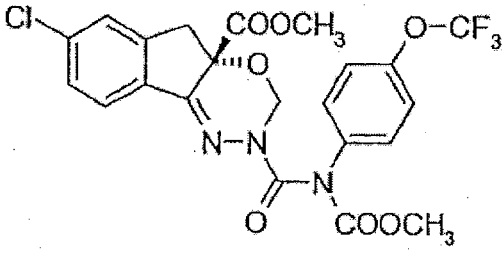
（別紙2）

イソチアニル

食品名	残留基準値 ppm
米	0.3



## インドキサカルブ (Indoxacarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請*に伴い要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。 (※「我が国の登録状況」欄 参照)										
構造式	 <p style="text-align: right;">(S体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本化合物には2種類の光学異性体(S体及びR体)が存在する。</li> <li>・S体が殺虫活性を有するのに対し、R体は殺虫活性はない。</li> </ul>										
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	オキサダイアジン系殺虫剤 昆虫の神経軸索に作用し、神経膜のNa <sup>+</sup> チャンネルの機能を阻害することにより、殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	(既登録剤及び新規登録剤ともに)キャベツ、はくさい、だいこん等／コナガ、アオムシ、ヨトウムシ、ハスモンヨトウ等										
我が国の登録状況	本化合物のラセミ体(S体とR体の比率が50:50)である「インドキサカルブ MP」については、平成13年に既に農薬登録がなされている。 今回、S体とR体の比率を75:25とした化合物について「インドキサカルブ」として新たに農薬登録申請がなされた。										
諸外国の状況	国際基準は大豆、キャベツ等に設定されている。米国においてばれいしょ等に、EUにおいて仁果実類等に、オーストラリアにおいて豆類等に、ニュージーランドにおいてレタス、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0052 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 1.04 mg/kg 体重/day 安全係数 200										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	EDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">40.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">74.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">33.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">43.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量(Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	40.8	幼小児(1~6歳)	74.9	妊婦	33.5	高齢者(65歳以上)	43.0
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	40.8										
幼小児(1~6歳)	74.9										
妊婦	33.5										
高齢者(65歳以上)	43.0										
意見聴取の状況	今後、在京大使館への説明、パブリックコメント及びWTO通報手続を予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし	0.02	0.02		0.02	0.02: アメリカ	
大豆	5	0.5	申	5	0.8: アメリカ	0.01(#), 0.03(#) / 0.02, 0.06 / <0.02, 0.03 【<0.01, 0.02(豪小豆)】 【<0.01-0.02(n=3)(豪リョクトウ)】
小豆類	0.2	0.2			0.2: オーストラリア	【豪州ひよこ豆参照】
えんどう	0.2				0.2: オーストラリア	【豪州ひよこ豆参照】
そら豆	0.2				0.2: オーストラリア	【豪州ひよこ豆参照】
らっつかせい	0.02	0.01		0.02	0.01: アメリカ	
その他の豆類	0.2	0.2		0.2	0.2: オーストラリア	【<0.01-0.13(n=4)(豪ひよこ豆)】
ばれいしょ	0.2	0.1		0.2	0.01: アメリカ	【<0.003-0.011(n=17)(米 国ばれいしょ)】 <0.01, <0.01
さといも類	0.05	0.1			0.01: アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
かんしょ	0.05	0.1	申		0.01: アメリカ	<0.01, <0.01
やまいも	0.01	0.1			0.01: アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
こんにやくいも		0.1				
その他のいも類	0.01	0.1			0.01: アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
てんさい	0.05	0.1	申			<0.01(#), <0.01(#)
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05	0.1	申			<0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	5	5	申		5: オーストラリア	1.85(\$), 1.03
かぶ類の根		0.1			12: アメリカ	
かぶ類の葉		0.5				
西洋わさび		0.1				
クレソン	14				14: アメリカ	【米国リーフレタスを参照】
はくさい	1	1	申		12: アメリカ	0.20, 0.57 / 0.10, 0.08 0.40, 0.45 【0.21-6.4(n=12)(米国 キャベツ(外葉あり))】 【0.02-0.32(n=12)(米国 キャベツ(外葉なし))】 【米国からしなを参照】
キャベツ	1	1	申		12: アメリカ	【米国からしなを参照】
芽キャベツ	12	3		3	12: アメリカ	【米国からしなを参照】
ケール	12	2			12: アメリカ	【米国からしなを参照】
こまつな		0.5			12: アメリカ	
きょうな		0.5			12: アメリカ	
カリフラワー	0.2	3		0.2	12: アメリカ	
ブロッコリー	0.2	0.2	申	0.2	12: アメリカ	0.02, 0.05
その他のあぶらな科野菜	12	0.1			12: アメリカ	【米国からしなを参照】
ごぼう		0.1				
サルシフィー		0.1				
チコリ	14				14: アメリカ	【米国リーフレタスを参照】
エンダイブ	14				14: アメリカ	【米国リーフレタスを参照】
						0.67(#) / 0.25 / 0.20(#) /0.05 【0.61-4.7(n=14)(米国レ タス(外葉あり))】 【0.025-2.1(n=14)(米国レ タス(外葉なし))】 【2.8-13(n=13)(米国リー フレタス)】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	14	1	申	15	14: アメリカ	【米国リーフレタスを参照】
その他のさく科野菜	14				14: アメリカ	
ねぎ	2	2	申			0.40, 0.72(葉ねぎ) 0.62, 0.09(根深ねぎ)
にんじん		0.1				
パースニップ		0.1				
パセリ	14				14: アメリカ	【米国リーフレタスを参照】
セロリ	14				14: アメリカ	【米国リーフレタスを参照】
その他のせり科野菜	14				14: アメリカ	【米国リーフレタスを参照】

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	0.5	0.5	申	0.5	0.50: アメリカ	0.10, 0.17
ピーマン	1	1	申	0.3	0.50: アメリカ	0.33, 0.35
なす	0.5	0.5	申	0.5	0.50: アメリカ	0.05, 0.17
その他のなす科野菜	0.3	0.5		0.3	5: オーストラリア	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.5		0.2	0.60: アメリカ	【<0.01-0.069(n=10)(米 国きゅうり)】
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.6				0.60: アメリカ	【<0.01-0.12(n=12)(米国 サマスカッシュ)】
しろりり	0.6				0.60: アメリカ	【米国きゅうり、サマスカッ シュ、カンタローブを参照】
すいか	0.6				0.60: アメリカ	【米国きゅうり、サマスカッ シュ、カンタローブを参照】
メロン類果実	0.1			0.1	0.60: アメリカ	【0.024-0.393(n=11)(米 国カンタローブ)】
まくわうり	0.1			0.1	0.60: アメリカ	
その他のうり科野菜	0.6				0.60: アメリカ	【米国きゅうり、サマスカッ シュ、カンタローブを参照】
たけのこ	0.05	0.1	申		0.01: アメリカ	<0.01, <0.01
しょうが		0.1				
未成熟えんどう		1				
未成熟いんげん		1				
えだまめ	1	1	申			0.38, 0.30
その他の野菜		1			14: アメリカ	
りんご	0.5	1		0.5	2: オーストラリア	【0.45-0.85(n=4)(豪りん ご)】
日本なし	0.2	1		0.2	2: オーストラリア	
西洋なし	0.2	0.9		0.2	2: オーストラリア	【0.18-0.30(n=3)(豪西洋 なし)】
マルメロ	2	1			2: オーストラリア	【豪州りんご、西洋なしを 参照】
びわ	2	1			2: オーストラリア	【豪州りんご、西洋なしを 参照】
もも	0.9	2		0.3	0.90: アメリカ	
ネクタリン		2				
あんず(アプリコットを含む)		2				
すもも(プルーンを含む)		2				
うめ		2				
おうとう(チェリーを含む)	0.9	2			0.90: アメリカ	【0.07-0.64(n=16)(米国 おうとう)】
いちご	1	1	申			0.31(\$), 0.23
クランベリー	0.9	0.5			0.90: アメリカ	【0.28-1.04(n=13)(米国ブ ルーベリー)】
ぶどう	2	1		2	2: アメリカ	
キウイ		0.1				
綿実	1	2		1	2: アメリカ	
その他のスパイス		1				
その他のハーブ	12	1			12: アメリカ	【1.2-10(n=5)(米国からし な)】

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	1	0.05		1	1; オーストラリア	
豚の筋肉	1	0.05		1	1; オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類の筋肉	1	0.05		1	1; オーストラリア	
牛の脂肪	1	1		1	1.5; アメリカ	
豚の脂肪	1	1		1	1.5; アメリカ	
その他の陸棲哺乳類の脂肪	1	1		1	1.5; アメリカ	
牛の肝臓	0.5	0.02		0.5	0.03; アメリカ	
豚の肝臓	0.5	0.02		0.5	0.03; アメリカ	
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.5	0.02		0.5	0.03; アメリカ	
牛の腎臓	0.5	0.02		0.5	0.2; オーストラリア	
豚の腎臓	0.5	0.02		0.5	0.2; オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.5	0.02		0.5	0.2; オーストラリア	
牛の食用部分	0.5	0.02		0.5	0.03; アメリカ	
豚の食用部分	0.5	0.02		0.5	0.03; アメリカ	
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.5	0.02		0.5	0.03; アメリカ	
乳	0.1	0.1		0.1	0.15; アメリカ	
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの卵	0.01	0.01		0.01		
干しぶどう	5			5		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。



インドキサカルブ

食品名	残留基準値
	ppm
とうもろこし	0.02
大豆	5
小豆類	0.2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
らつかせい	0.02
その他の豆類(注1)	0.2
ばれいしよ	0.2
さといも類	0.05
かんしよ	0.05
やまいも	0.01
その他のいも類(注2)	0.01
てんさい	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	5
クレソン	14
はくさい	1
キャベツ	1
芽キャベツ	12
ケール	12
カリフラワー	0.2
ブロッコリー	0.2
その他のあぶらな科野菜(注3)	12
チコリ	14
エンダイブ	14
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	14
その他のきく科野菜(注4)	14
ねぎ	2
パセリ	14
セロリ	14
その他のせり科野菜(注5)	14
トマト	0.5
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜(注6)	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.6
しろり	0.6
すいか	0.6
メロン類果実	0.1
まくわり	0.1
その他のうり科野菜(注7)	0.6
しょうが	0.05
えだまめ	1
りんご	0.5
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
マルメロ	2
びわ	2
ネクタリン	0.9
あんず(アプリコットを含む)	0.9
すもも(プルーンを含む)	0.9
おうとう(チェリーを含む)	0.9
いちご	1
クランベリー	0.9
ぶどう	2
綿実	1
その他のハーブ(注8)	12

※今回基準値を設定するインドキサカルブとは、S体とR体の和をいうこと。

(注1)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

(注2)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

(注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

(注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

インドキサカルブ(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	1
豚の筋肉	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注9)の筋肉	1
牛の脂肪	1
豚の脂肪	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分(注10)	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5
乳	0.1
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん(注11)の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
干しぶどう	5

(注9)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注10)「食用部分」とは、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外のものをいう。

(注11)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

## メソトリオン(Mesotrione)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があり、合わせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	トリケトン系除草剤 感受性植物(一年生雑草全般)のカロチノイド生合成系に關与する酵素(4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ)を阻害することにより、白化症状を発現させて、枯死に至らしめるものと考えられている。										
適用作物／適用雑草名等	農薬登録申請:とうもろこし、稲／一年生広葉雑草、マツバイ等										
我が国の登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においてとうもろこし、アスパラガス、ベリー類等に、カナダにおいてクランベリー等に、ニュージーランドにおいてとうもろこしに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.003 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 3世代 繁殖試験(ラット・混餌) 無毒性量 0.3 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="text-align: center;">TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">2.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">0.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	1.3	幼小児(1~6歳)	2.4	妊婦	0.9	高齢者(65歳以上)	1.3
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	1.3										
幼小児(1~6歳)	2.4										
妊婦	0.9										
高齢者(65歳以上)	1.3										
意見聴取の状況	平成21年7月28日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.01		申			<0.002 (#), <0.002(#)
とうもろこし	0.01	0.01	申		0.01:米 国 Corn grain カナダ Field corn NZ Maize	<0.002, <0.002
その他の穀類	0.01				0.01:米 国 Oat, Sorghum, Millet grain	【米 国】<0.01 (n=12~16(#))
さとうきび	0.01				0.01:米 国 Sugar cane	【米 国】<0.01 (n=8(#))
アスパラガス	0.01				0.01:米 国 Asparagus	【米 国】<0.01 (n=8)
オクラ	0.01				0.01:米 国 Okura	【米 国】<0.01 (n=3(#)-5)
ラズベリー	0.01				0.01:米 国 Berry group	【米 国】<0.01 (n=3)
ブラックベリー	0.01				0.01:米 国 Berry group	【米 国】<0.01 (n=1)
ブルーベリー	0.01				0.01:米 国 Berry group	【米 国】<0.01 (n=6)
クランベリー	0.01	0.01			0.02 <sup>注)</sup> :米 国 Cranberry 注) 2010年12月までの期限付きの基準値 0.01ppm (Berry and Small Fruit Crop group 13-07)	【米 国】<0.01(#)(n=5)
その他のベリー類果実	0.01				カナダ 0.01 ppm	【米 国】Berry groupを参照
その他のオイルシード	0.01				0.01:米 国 Berry group	【米 国】<0.01 (n=5)
その他のハーブ	0.01				0.01:米 国 Flax seed 0.01:米 国 Rhubarb	【米 国】<0.01(#)(n=4)
牛の筋肉		0.01	-			
豚の筋肉		0.01	-			
その他の陸生哺乳類に属する動物の筋肉		0.01	-			
牛の脂肪		0.01	-			
豚の脂肪		0.01	-			
その他の陸生哺乳類に属する動物の脂肪		0.01	-			
牛の肝臓		0.01	-			
豚の肝臓		0.01	-		0.01:カナダ Meat and Meat byproducts of cattle, goats, hogs, horses, sheep	
その他の陸生哺乳類に属する動物の肝臓		0.01	-			
牛の腎臓		0.01	-			
豚の腎臓		0.01	-			
その他の陸生哺乳類に属する動物の腎臓		0.01	-			
牛の食用部分		0.01	-			
豚の食用部分		0.01	-			
その他の陸生哺乳類に属する動物の食用部分		0.01	-			
乳		0.01	-		0.01:カナダ Milk	注) カナダの規制対象は乳化合物
鶏の筋肉		0.01	-			
その他の家禽の筋肉		0.01	-			
鶏の脂肪		0.01	-			
その他の家禽の脂肪		0.01	-			
鶏の肝臓		0.01	-			
その他の家禽の肝臓		0.01	-		0.01:カナダ Meat and Meat byproducts of poultry	
鶏の腎臓		0.01	-			
その他の家禽の腎臓		0.01	-			
鶏の食用部分		0.01	-			
その他の家禽の食用部分		0.01	-			
鶏の卵		0.01	-		0.01:カナダ Eggs	
その他の家禽の卵		0.01	-			

平成17年11月29日 厚生労働省告示 第499号において設定された基準値(暫定基準)については、網を掛けて示した。

(#)これらの作物残留試験の一部は、申請の範囲内で試験が行われていない。  
米 国 Berry groupの代表農産物は、ブラックベリー又はラズベリー及びブルーベリー。

注) EUでは、農産物について、メントリオンと代謝物MNBAの和として、分析上の限界値(Lower Limit of Analytical Determination 0.05~0.1 ppm)が基準値として設定されている。  
畜産物については、基準値は設定されていない。

カナダ、NZでは、基準が設定されている上記以外の農産物について、0.1 ppmをDefault MRLとして設定している。

メントリオン

食品名	残留基準値 ppm
米	0.01
とうもろこし	0.01
その他の穀類 (注1)	0.01
さとうきび	0.01
アスパラガス	0.01
オクラ	0.01
ラズベリー	0.01
ブラックベリー	0.01
ブルーベリー	0.01
クランベリー	0.01
その他のベリー類果実 (注2)	0.01
その他のオイルシード (注3)	0.01
その他のハーブ (注4)	0.01

(注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

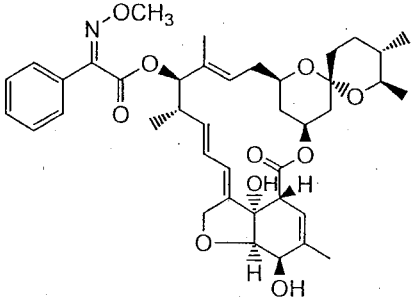
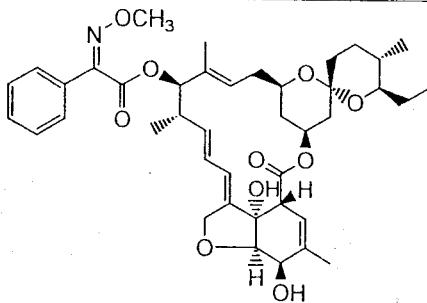
(注2) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

(注3) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペニバン種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

(注4) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソウ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。



## レピメクチン(Lepimectin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があったもの。										
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>レピメクチン A3(LA3)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>レピメクチン A4(LA4)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">今回、「レピメクチン」として登録申請がなされた剤は、LA3 と LA4 の混合物。 (ただし、存在比は LA3 ≤ 20%、LA4 ≥ 80%)</p>										
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	16員環マクロライド骨格を有する殺虫剤 ミルベマイシン誘導体に関する研究の中で開発された。ミルベマイシン誘導体の研究はミルベメクチンを出発原料としているが、ミルベメクチンが昆虫等の神経系の塩素イオンチャンネルに作用すること及び本剤の中毒作用がミルベメクチンと類似することから、本剤も同じ作用機構を有すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	農薬登録申請: かんきつ、いちご、なす等/チャノキロアザミウマ、ミカンハモグリガ、ハスモンヨトウ等										
我が国の登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.02 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験(ラット・混餌) 無毒性量 2.02 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">2.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">5.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">1.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">2.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	2.3	幼小児(1~6歳)	5.6	妊婦	1.9	高齢者(65歳以上)	2.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	2.3										
幼小児(1~6歳)	5.6										
妊婦	1.9										
高齢者(65歳以上)	2.1										
意見聴取の状況	平成 21 年 7 月 28 日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.01		申			0.002, <0.001
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.3		申			0.051(\$), 0.030
はくさい	0.05		申			0.007, 0.010
キャベツ	0.05		申			0.004, 0.010(\$)
ブロッコリー	0.05		申			0.006, 0.012
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	0.1		申			0.017, 0.019
ねぎ	0.01		申			0.002, 0.002
トマト	0.3		申			0.006, 0.006 (トマト)
なす	0.2		申			0.089, 0.069 (ミニトマト) 0.006(#), 0.028(#)(%)
みかん	0.01		申			0.002, 0.002
なつみかんの果実全体	0.1		申			0.006 / 0.005(#) (すだち参照)
レモン	0.1		申			(すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.1		申			(すだち参照)
グレープフルーツ	0.1		申			(すだち参照)
ライム	0.1		申			(すだち参照)
その他のかんきつ類果実	0.1		申			0.004, 0.009 / 0.004, 0.011 (ゆず) 0.014 (\$)(すだち) 0.005 (かぼす)
りんご	0.2		申			0.015(#), 0.029(#)(%)
日本なし	0.2		申			0.029(#)(%), 0.021(#)
西洋なし	0.2		申			(日本なし参照)
いちご	0.5		申			0.110(#), 0.116(#)
ぶどう	0.3		申			0.019, 0.072(\$)
茶	0.3		申			0.064(\$), 0.018 (荒茶) <0.001, <0.001 (浸出液)
その他のスパイス	0.3		申			0.067, 0.044 (みかん果皮)

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。



レピメクチン

食品名	残留基準値
	ppm
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.3
はくさい	0.05
キャベツ	0.05
ブロッコリー	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	0.1
ねぎ	0.01
トマト	0.3
なす	0.2
みかん	0.01
なつみかんの果実全体	0.1
レモン	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.1
グレープフルーツ	0.1
ライム	0.1
その他のかんきつ類果実(注1)	0.1
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
いちご	0.5
ぶどう	0.3
茶	0.3
その他のスパイス(注2)	0.3

※ 今回基準値を設定するレピメクチンとは、L.A3及びL.A4の和をいうこと。

(注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

